

PEFC ガイド
PEFC 手順文書

PEFC GD 1001:2008

第 1 版

発行日 : 2008 年 9 月 25 日

PEFC テクニカル文書の構成

一般的な要求事項

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport

CH-1215, Geneve. Switzerland

電話 : 41-22-799-4540

ファックス : 41-22-799-4550

W-mail: info@pefc.org

Web: www.pefc.org

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書**©PEFC 評議会 2008**

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題：PEFC テクニカル文書の構成 一般的な要求事項

文書名：PEFC ST 1001:2008、 第一版

承認：PEFC 評議会理事会 2008 年 9 月 25 日

発行日：2008 年 11 月 21 日

発効日：2008 年 9 月 25 日

前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の主張やラベルが貼付された商品は、原材料の出处が持続可能に管理された森林であることの信頼を提供する。PEFC 評議会は、定期的な評価に基づいて PEFC 評議会の要求事項への適合を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

序論

PEFC 評議会の業務や手順は、PEFC テクニカル文書を根拠とする。PEFC テクニカル文書は、PEFC 森林認証制度の利用者、森林認証制度を制定する組織、PEFC 加盟メンバー、PEFC 評議会自身など広範囲にわたる利用者を有する。それゆえ、この文書の広範囲にわたる利用者の下記の目的のために、PEFC テクニカル文書に対する必要性は増大する。

- a) 明瞭で明確な諸条項の規定
- b) 均一性を確保するための構成上および形態や用語上の統一性の確保
- c) PEFC 評議会文書のコーパスにおける一貫性の確保

1. 適用範囲

この文書は、PEFC 評議会が策定し、統治するテクニカル文書の確認、性格（必須条項対推薦条項）、策定（正式な承認を含む）および公共的な入手の可能性に関する要求事項をその対象とする。

2. 用語と定義

この文書の目的のために、下記の用語と定義が適用される。

2.1

規格

コンセンサスに基づいて制定され、認可を受けた機関による承認を受けた文書で、共通かつ反復的な使用を目的に、与えられた文脈の中で、最適な程度または順位の達成を目指す行為およびその結果に関する規則、指針、および特色を提供するもの。

注意書：規格は、科学、技術および経験の連結的な業績を根拠にし、共同社会の最適な恩恵を促すことを目指したものであるべきである。

[ISO/IEC ガイド 2:2004, 定義 3.2]

2.2

PEFC 国際規格

PEFC 総会によって採択され、一般に入手可能にされた規格。

2.3

PEFC ガイド

PEFC 評議会が発行する文書で、PEFC 国際規格および/または PEFC のその他の活動に関連して拘束性を伴う規則、指導、アドバイス、解釈、または推薦事項を提供するもの。

2.4

PEFC 手順の文書

PEFC 評議会が発行する文書で、PEFC の定款、使命および目的を充足するために PEFC 評議会および/または PEFC 各国認証管理団体が従うべき必須の手順を定めるもの。

2.5

PEFC の最良慣行

PEFC 評議会が発行する文書で、いくつかの可能性の中から一つを、他の可能性に言及したり排除することなく特に適切であるとして推薦したり、あるいは、必ずしも要求はされないが優先される一連の行

為、または、ある可能性や一連の行為（否定形で表現された）が禁止はされなくとも賛成されないものであるとする意図を伝えるもの。

2.6

要求事項

文書が伝える基準の内容の表現であり、その文書からの逸脱が許されず、その文書との適合が主張される場合に満たされるべきもの。

2.7

PEFC 認証制度の要求事項

森林認証制度および/または森林認証制度を設立する組織の内容が満たすべき要求事項。

2.8

PEFC 認証制度の利用者に関する要求事項

PEFC 認証や PEFC ロゴ使用を申請する組織、認証機関、または認定機関など PEFC 制度の使用者が順守すべき要求事項。

3. PEFC テクニカル文書の構成

文書の種類		確認	承認	必須性	文書の 入手可 能性	文書の策定
PEFC 国際 規格	認証制度に関する要求事項	PEFCF ST 1XXX：年	PEFC 総会	必須	公開	- ステークホルダー間のコンセンサスの構築
	PEFC 認証制度の利用者に関する要求事項	PEFC ST 2XXX：年	PEFC 総会	必須	公開	- メンバー協議 - 公開協議
PEFC ガイド	PEFC 手順文書	PEFC GD 1 XXX：年	PEFC 理事会	必須	公開	メンバー協議
	その他の ガイド	PEFC GD XXXX：年	PEFC 理事会	必須 ／自主的	公開	- メンバーと専門家間の コンセンサスの構築 - メンバー協議
PEFC 最良慣行		PEFC BP X：年	PEFC 理事会	自主的	公開	メンバー協議